

田辺市産後ケア事業のご案内

～令和8年4月1日からの産後ケア～

令和8年度より和歌山県と契約する医療機関・助産所で「産後ケア事業」の利用ができるようになります。



産後ケア事業

田辺市では、退院後のお母さんと赤ちゃんを対象に、心身のケアや育児のサポートを行う産後ケア事業を実施しています。産後ケアの種類には、「宿泊型」「通所型」「訪問型」があります。

対象者

田辺市に住民登録のある、産後1年以内の、産後ケアを希望するお母さんと赤ちゃん
 ※ 感染性疾患に罹患している方、入院加療等医療が必要な方は利用できません

ケアの内容

お母さんの産後の体調や授乳に関する相談、乳房ケア、赤ちゃんのお世話に関する相談や育児手技等アドバイス、赤ちゃんの健康状態チェックや哺乳量の確認等
 ※ 医療行為や託児は行えません

サービスの形態

	宿泊型 (ショートステイ)	通所型 (デイサービス)	訪問型 (アウトリーチ)
利用時間	施設と本人とでご相談 (1回の利用時間は24時間まで)	2時間まで 2～4時間	概ね60～90分
利用上限回数	6回まで (最大6泊7日)	合わせて14回まで	

※利用期間は、産後1年以内となっていますが、施設によって受け入れ可能な月齢が異なります。

自己負担料金

※産後ケア事業の利用時には自己負担が必要です。
 ※利用施設によって自己負担料金以外に別途費用が必要な場合がありますので予約の際、施設に必ずご確認ください。

1回あたりの自己負担	チケットの色	宿泊型 (ショートステイ)	通所型 (デイサービス)	訪問型 (アウトリーチ)
課税世帯 <small>利用料の補助あり。下記参照</small>	白 色	24時間まで 5,000円 <small>(利用料とは別に追加費用が必要となる場合があります)</small>	2時間まで 500円 2～4時間 1,000円	概ね60～90分 800円
非課税世帯・生活保護受給世帯	黄 色	0円 <small>(利用料とは別に追加費用が必要となる場合があります)</small>		

利用料の補助

課税世帯の方は5回分の補助券をご利用いただけます。

1回あたりの補助金額【課税世帯】	チケットの色	宿泊、通所、訪問どのサービスでも1回につき1枚 (補助券の分割利用、持ち越しはできません)
	桃 色【課税世帯】	2,500円上限

※補助券5回分の利用以降は、通常の利用料金となります。

申請～利用の流れ

※ 申請時・利用時は、母子健康手帳が必要です

- ① 申請 出産後、本人またはご家族が、田辺市健康増進課または各行政局住民福祉課へお越しください。
 ※非課税世帯・生活保護世帯の方は、世帯全員の「非課税証明書」「生活保護受給証明書」の提出が必要です。
- ② 課税状況に応じた利用券・補助券を貰う
 利用券：宿泊6回分・通所と訪問合わせて14回分
 補助券：課税世帯のみ5回分発行
 ※ 税区分が変更になった場合は、お知らせください
- ③ 予約 希望する施設にご自身で予約を入れて下さい。予約状況によりご希望に添えない場合もございます。令和8年4月1日より和歌山県と委託契約をしている医療機関、助産所なら市外でもご利用いただけます。(利用できる施設一覧は裏面をご覧ください)
- ④ 当日 必ず利用券または補助券と母子健康手帳を持参いただき施設に必要な自己負担金をお支払いください。